

西東京市
学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書
～基本方針の策定に向けて～
(案)

令和2年6月

西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会

目次

はじめに	1
第1章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の現状	2
1 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討の背景	2
1-1 西東京市の学校施設等に関する状況	2
1-2 学校教育を取り巻く状況の変化	7
2 教育施策上の必要性	8
第2章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について	9
1 計画体系における位置付け・役割	9
2 学校施設の適正規模・適正配置の検討と基本的な視点	10
第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点	11
1 教育環境への影響	11
1-1 学校規模による教育上のメリット・デメリット	11
1-2 教育的観点からの考察	12
1-3 施設面からの考察	13
1-4 防災施設・地域コミュニティ面からの考察	14
2 適正規模・適正配置の留意点	15
2-1 適正配置による通学区域の変更	15
2-2 小中一貫教育の視点	15
第4章 学校施設適正規模・適正配置の考え方と今後の方向性	16
1 基本的な考え方	16
1-1 教育環境の整備としての学校規模の確保	16
1-2 効率的な学校運営の確保	17
1-3 通学距離及び通学区域の設定	17
1-4 その他教育施策等への対応	17
1-5 就学に関する諸制度の対応	17
1-6 学校施設の有効活用と複合化、跡地活用について	18
1-7 老朽化施設の計画的な更新	18
2 学校の方向性の検討方法	19
むすびに	22
資料編	23
1 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会等開催経過	23
2 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会委員名簿	24
3 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱	25

はじめに

西東京市におけるこれまでの学校施設の適正規模・適正配置の取組は、平成 20 年 11 月に「学校施設の適正規模・適正配置の基本方針」を策定し、通学区域の見直し、学校施設の改修、泉小学校と住吉小学校との統合、中原小学校・ひばりが丘中学校の建替え等、市内全域にわたって取り組んできたところである。

今回、基本方針の見直し時期を迎えるに当たり、「西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会」を設置し、学識経験者、学校長、保護者、公募市民等による検討を行った。

今後の学校施設の在り方は、教育施設としての機能のみならず、防災・地域コミュニティの拠点としての機能など、児童・生徒、保護者、地域住民等にとっての多面的な機能が求められている。また、西東京市の厳しい財政状況を考慮した、効率的かつ効果的な学校施設の整備・充実が必要となっている。

こうした時代の変化に対応した新たな基本方針の策定に向けて、今後の児童・生徒数や学級数の推移を踏まえ、地域ごとの状況に応じた学校施設の適正規模・適正配置の在り方について、本懇談会において検討を重ねてきた。

検討結果について、本書のとおり報告する。

第1章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の現状

1 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討の背景

1-1 西東京市の学校施設等に関する状況

(1) これまでの適正規模・適正配置の取組

大型マンションの建設や宅地開発による特定地域の児童・生徒数の急激な増加、田無市と保谷市の合併により市境を中心に位置が近接する学校が生じたことによる指定校変更特例措置制度の解消といった課題に対処するため、平成20年11月に「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を定め、西東京市に学ぶ子どもたちにとって、よりよい教育環境を実現することを念頭に置きながら、学校施設の規模・配置の適正化についてのおよそ10年間の基本的な方針が示された。

以降、合併後の特例措置の解消、児童・生徒数の動向を踏まえた通学区域の変更及び学校の増改築の取組を実施し、小規模化と近接への対応では、平成26年度末に泉小学校と住吉小学校の統合を実施したほか、いびつな通学区域の解消や老朽化に伴う学校施設の大規模改修、建替えに向けた対応が現在進められている。

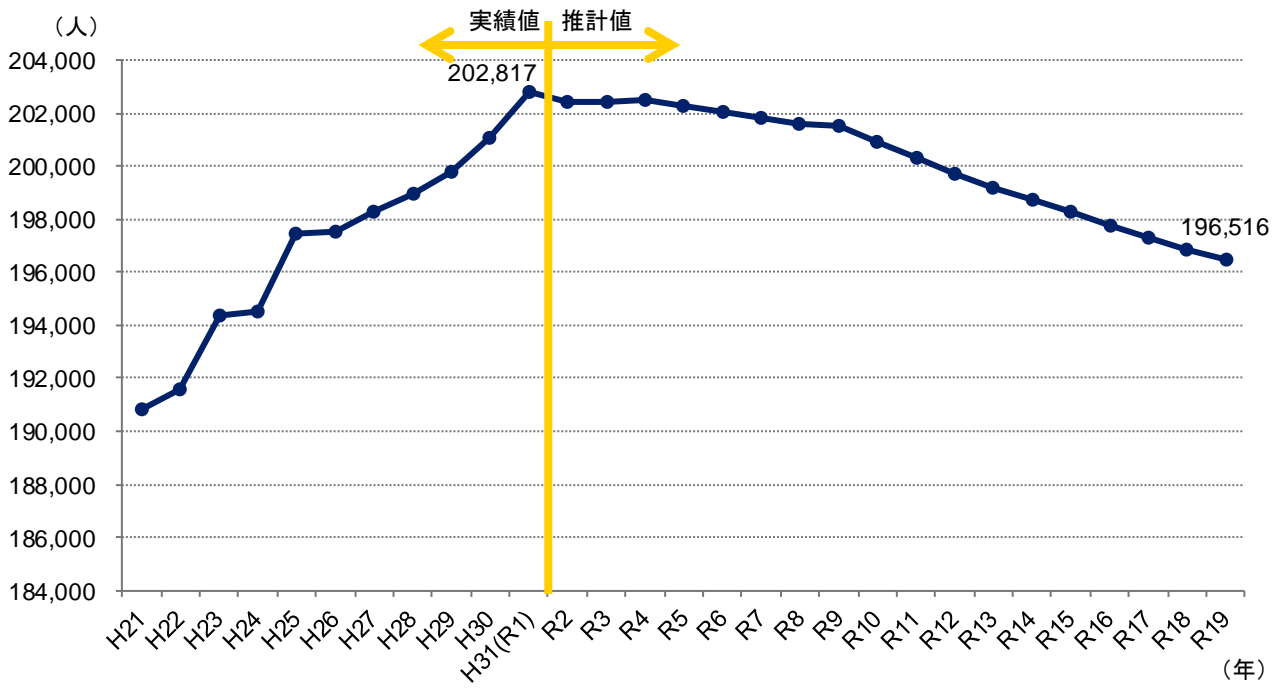
しかしながら、児童・生徒数の減少により小規模化する学校や過去の住宅開発等により学校施設規模を超える児童・生徒数の増加に直面している学校は依然として存在しており、児童・生徒数の動向や教育環境の変化を長期的な視点で見据えながら、引き続き西東京市の学校施設の規模・配置の適正化に取り組んでいく必要があると考える。

(2) 人口減少・少子化の進展による児童・生徒数の減少

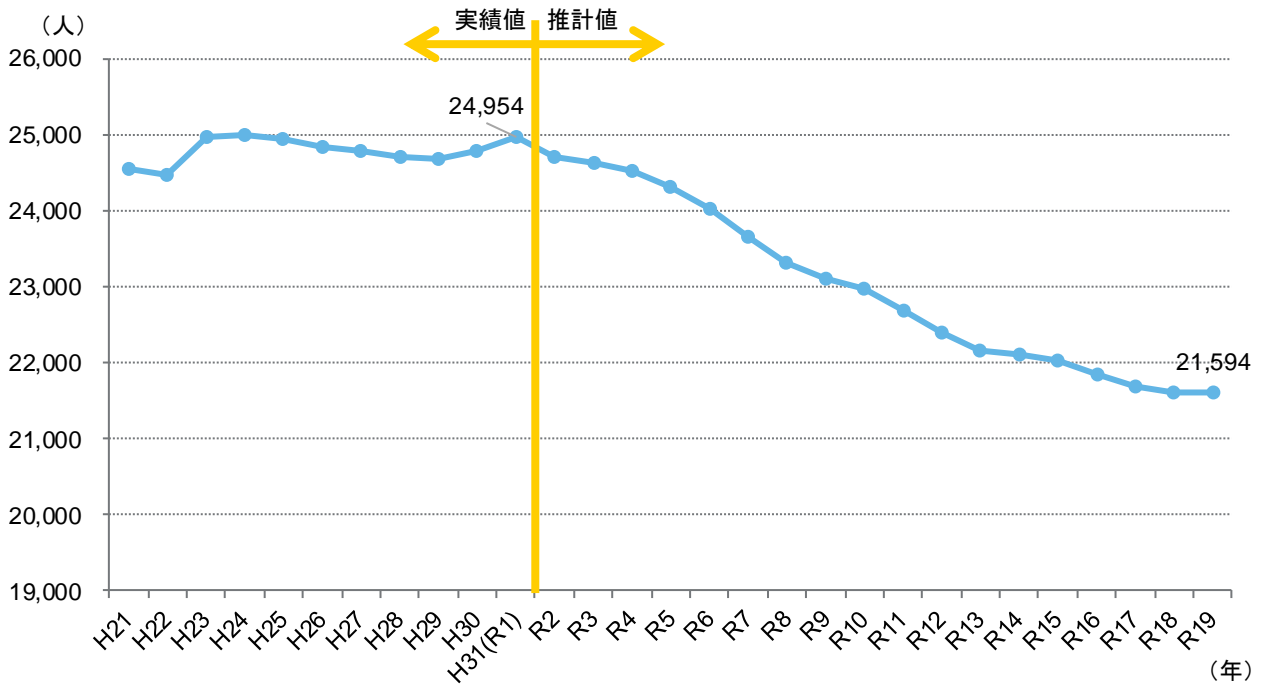
西東京市の総人口は増加傾向にあり、平成31年1月1日現在では202,817人となっている。また、平成29年11月に公表した西東京市人口推計調査報告書によると、今後は減少傾向で推移し、令和19年には196,516人と、6,301人(3.1%)減少することが見込まれる。

また、西東京市の年少人口(0~14歳)は、平成24年をピークに減少した後、平成30年から増加傾向に転じ、平成31年は24,954人となっている。今後は減少傾向で推移し、令和19年には21,594人と、3,360人(13.5%)減少することが見込まれる。

西東京市人口推計調査報告書では、総人口、年少人口ともに減少するが、その割合は年少人口のほうが大きく、今後少子化が進展すれば、西東京市の児童・生徒数の減少は、ますます顕著になるものと考えられる。



総人口の推移及び推計



年少人口(0~14歳)の推移及び推計

(3) 学校施設配置の状況

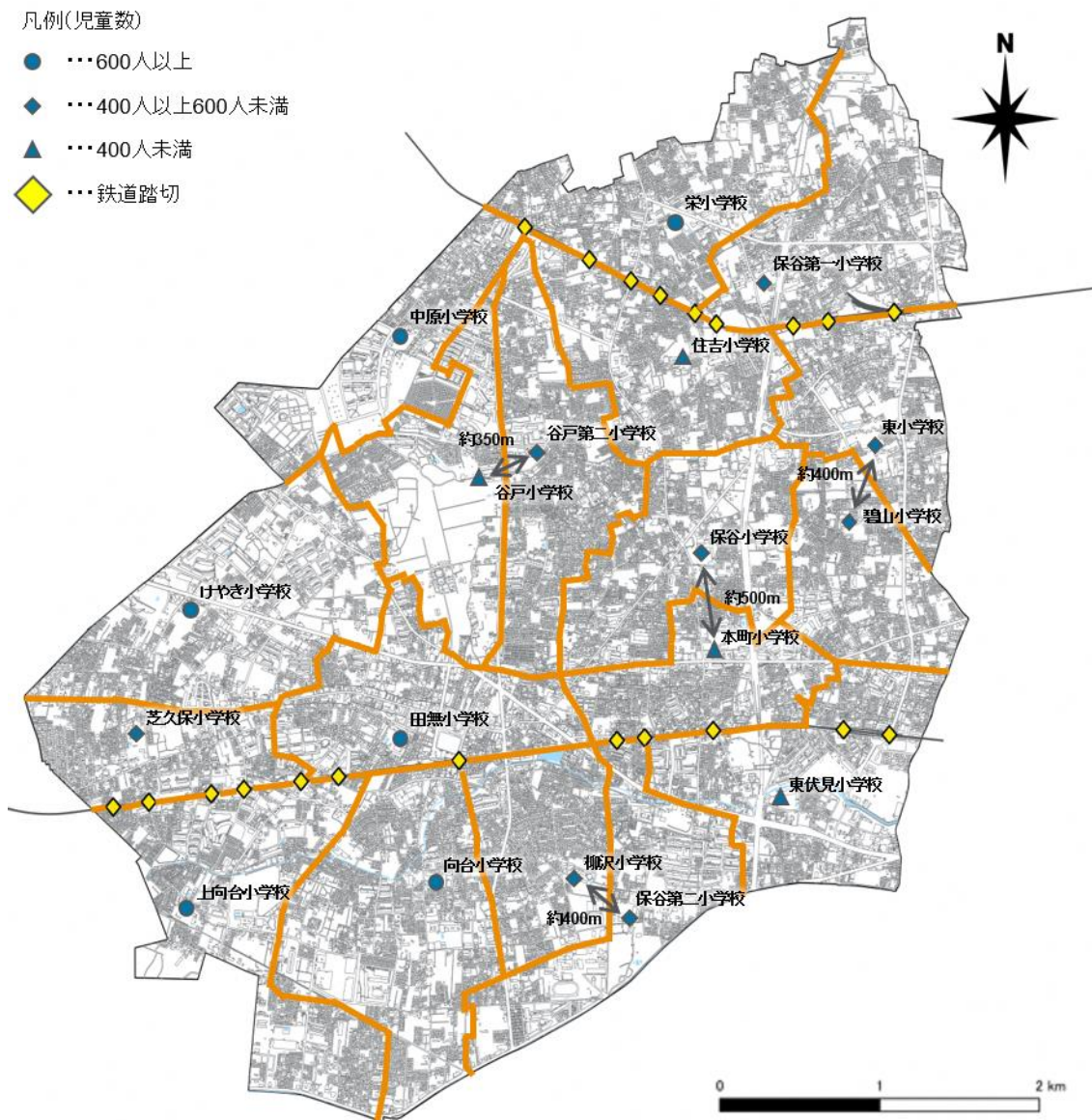
① 小学校

西東京市には18校の小学校があり、谷戸小学校と谷戸第二小学校、柳沢小学校と保谷第二小学校が近接配置となっており、保谷小学校と本町小学校、東小学校と碧山小学校についても比較的近い位置にある。

通学区域は、向台町・新町地域（向台小学校、上向台小学校、保谷第二小学校）など一部の地域で見直しを実施しているが、旧田無市、旧保谷市時代にそれぞれ設定された通学区域をほぼ継続している状況である。

また、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在する。

中原小学校は、校舎の建替えに伴い、令和2年12月末まで仮校舎で運営し、令和3年1月から建替え後の校舎（ひばりが丘二丁目6番25号）へ移転予定である。



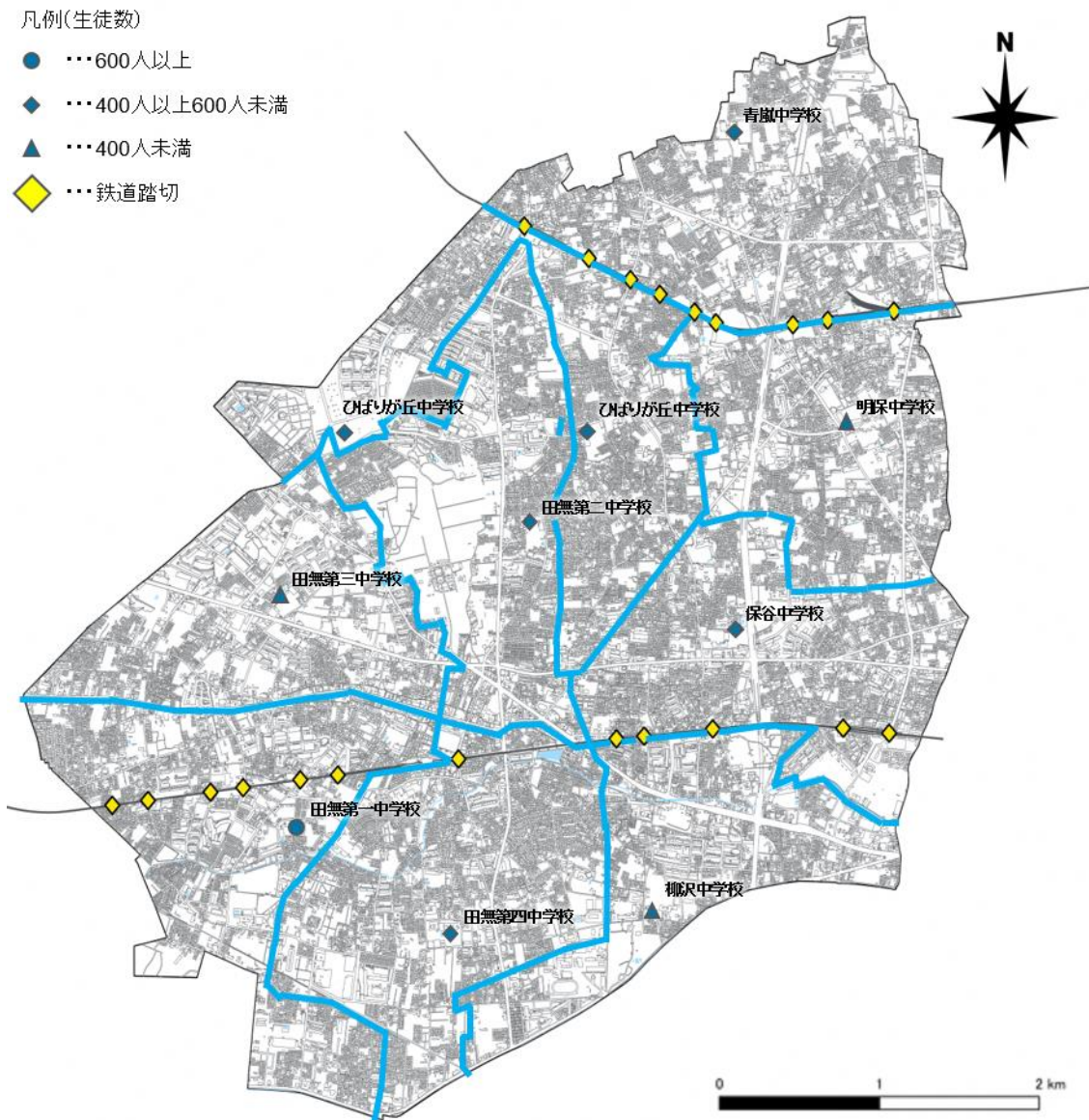
小学校の配置状況

②中学校

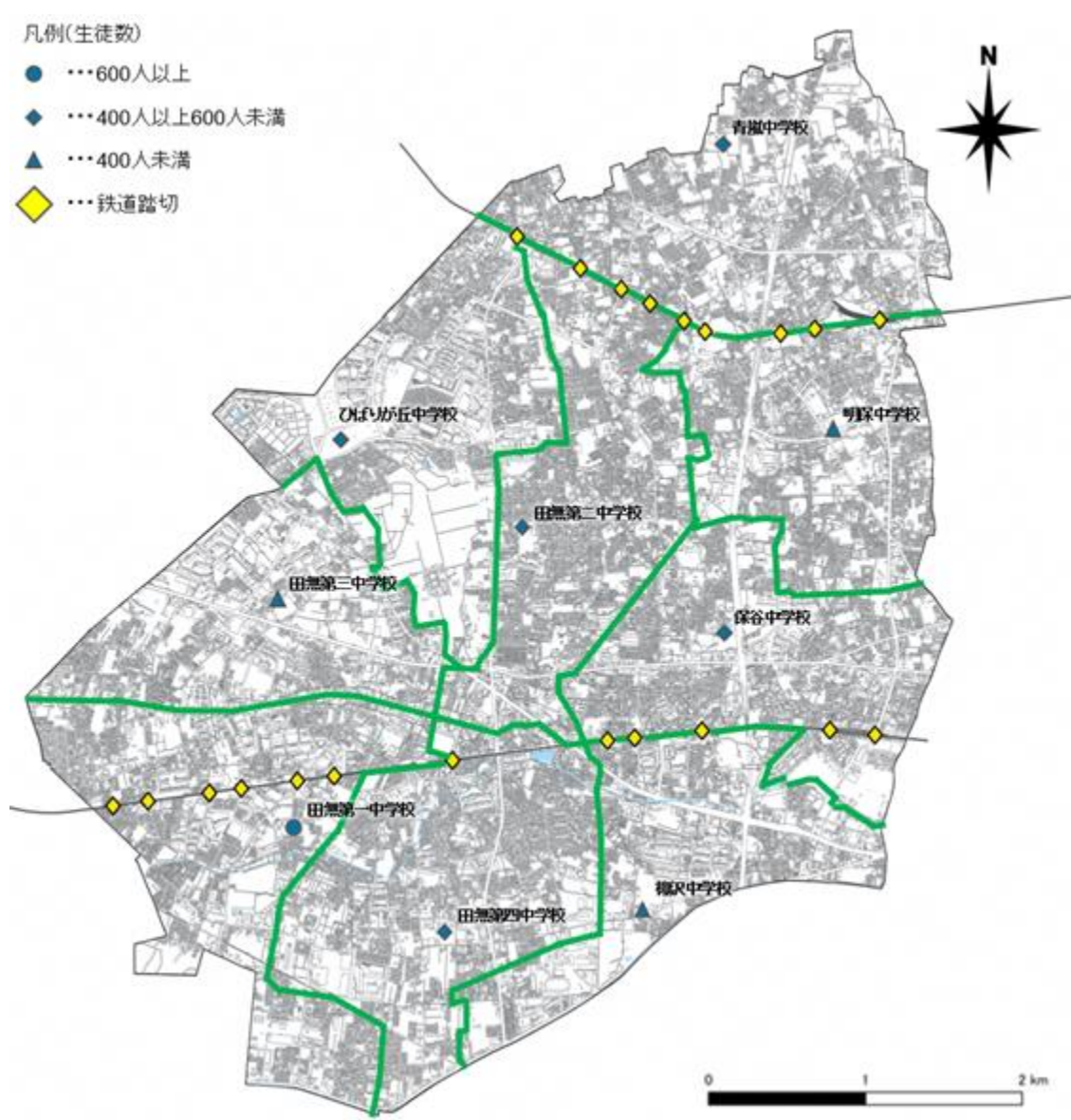
西東京市には9校の中学校があり、概ねバランスよく配置されている。

田無第二中学校とひばりが丘中学校の近接といびつな通学区域は、ひばりが丘中学校の施設老朽化に伴う移転建替に併せ、通学区域の見直しを実施し、令和3年度から新通学区域（P. 6 参照）となり、課題解消されることとなっている。

また、小学校と同様、幹線道路の開通による交通事情の変化が生じているほか、鉄道の線路を越える地域が一部存在している状況にある。



中学校の配置状況



(参考)ひばりが丘中学校移転後の中学校の配置状況

1-2 学校教育を取り巻く状況の変化

(1) 学びのスタイルの変化

総務省自治体戦略 2040 構想研究会の「自治体戦略 2040 構想研究会第一次報告」、平成 30 年 6 月に閣議決定した文部科学省の「教育振興基本計画」によると、AI（人工知能）の進化や「Society 5.0（超スマート社会）」の実現、更なるグローバル化の進展、「人生 100 年時代」への突入など、社会の変化に伴い、未来の創り手となる子どもたちに求められる資質・能力も変化しつつある。単にプログラミング教育や外国語教育などのスキルを学習するに留まらず、主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）に基づき、子どもたちが自ら課題を発見し、他者と協力し合いながら、主体的に学び合う活動など、児童・生徒の意欲や知的好奇心を十分に引き出しながら教育を実施することが重要としている。

今後は、これまでの教育実践の蓄積を引き継ぎつつ、授業を工夫・改善することを前提とした上で、未来の創り手となる資質・能力を育むため、少人数指導や習熟度別学習など、多様な教育活動が展開できるよう一定の学校・学級規模を確保することが望ましいと考えられる。

(2) 学校の社会性機能への期待

東京都生涯学習審議会の「『地域と学校の協働』を推進する方策について（建議）」では、都市化の進行、家族形態の変容、価値観やライフスタイルの多様化等を背景とした子どもたちを取り巻く環境の変化、多様な人々とのつながりや交流の減少による地域の教育力の低下、基本的な生活習慣を培う家庭の教育力の低下が指摘されている。

上記に加え、いじめや不登校、特別な支援を要する児童・生徒への対応、新学習指導要領への対応、教員の働き方改革も求められており、子どもたちが健やかに成長を遂げるために教育に対する家庭や地域の役割の重要性が再認識される一方で、子どもたちの集団的な学びの場である学校を核とする役割への期待が相対的に大きくなっている。

子どもたちの教育を進める上では、学校だけでなく、家庭や地域も役割を担い、連携することの重要性が指摘されており、平成 29 年 3 月には社会教育法が改正され、「地域学校協働活動の推進」が教育委員会の事務として位置付けられるなど、学校と地域が協働していくことが求められている。

西東京市においては、子どもたちが地域の協力を得て成長していくことができる仕組みの充実を図り、学校を拠点とした持続可能な地域づくりを目指して、学校と地域の双方で、連携・協働を推進するための組織的・継続的な仕組みの構築を進めている。

(3) 効率的な教育投資の必要性

今後更なる少子化が見込まれるなかで、将来を担う子どもにより良い教育環境の整備と教育の質の充実を図ることは、国の政策においても重要な位置付けとなっている。同様に、西東京市でも、子どもたちの未来のための教育投資として平等な教育機会を提供することは、子どもたちが社会を生き抜くための力を育成し、将来の社会を支える力となるものであると捉えていく必要がある。

一方で、高齢化の進展による扶助費の増加など、西東京市の財政が厳しい状況にある中で、教育においても、財政、人員配置など様々な側面から効率的・効果的な投資や資源配分の必要性等の社会的要請があることから、今後の施設更新等も見据えると、学校施設に関する適正な規模とはどの程度のものか、また市域のエリアを踏まえ、どのような配置が適正であるか、施設更新前に整理する必要があると考える。

2 教育施策上の必要性

西東京市教育委員会では、次のとおり教育目標を設定している。

西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高かめ、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行わなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指します。

さらに、教育委員会では、教育目標の実現に向けて、「西東京市教育計画(平成31(2019)年度～2023年度)」を策定している。

現行の教育計画は、4つの基本方針に基づき構成しているが、そのうちの「基本方針3 持続可能な社会の創り手を育むための教育環境の充実に向けて」において、施策及び取組事業として学校施設の適正規模・適正配置を位置付けている。

学校施設の適正規模・適正配置は、教育環境の充実を図るとともに、子どもたちの生きる力の育成や社会教育の充実につながる施策でもある。そのため、学校施設の適正規模・適正配置は、教育計画における施策全体への影響力という観点から、とりわけ重要な施策として位置付けられている。

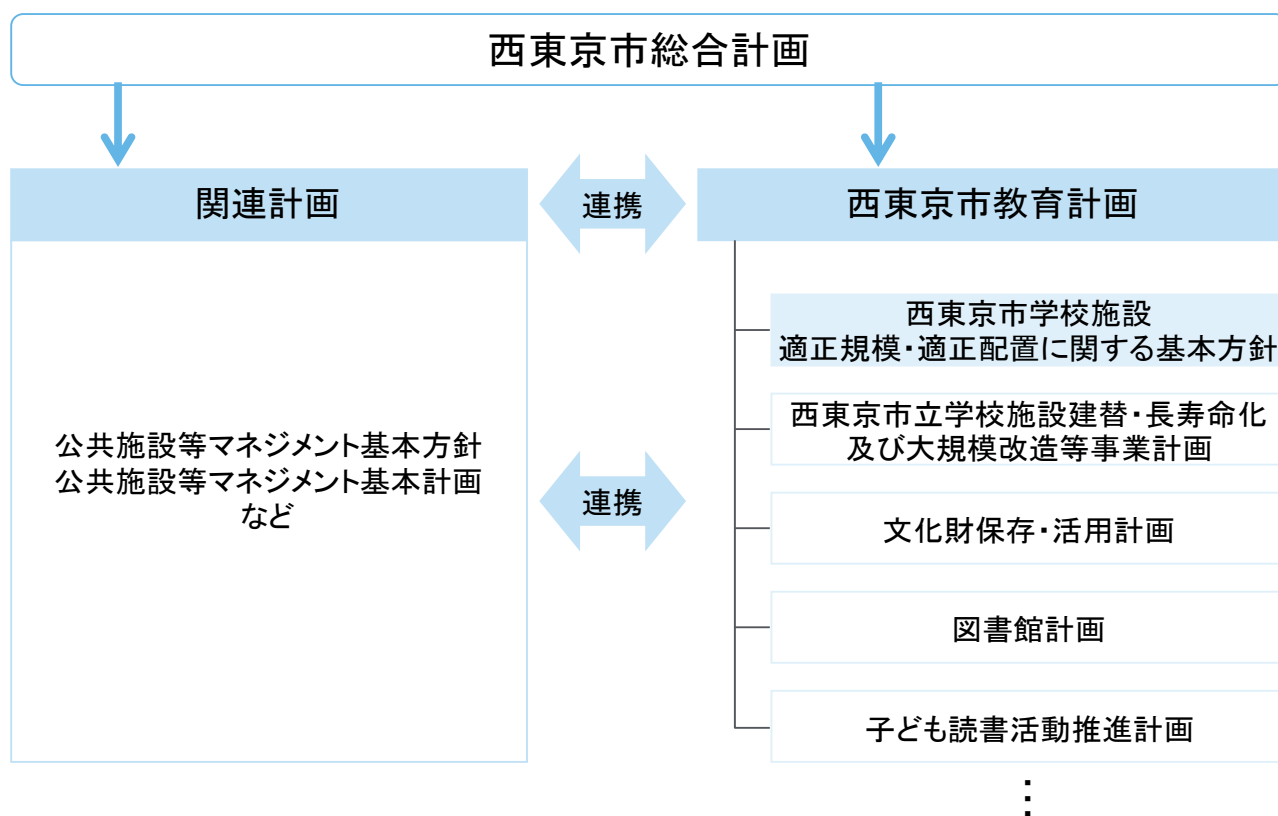
第2章 西東京市学校施設適正規模・適正配置の検討について

1 計画体系における位置付け・役割

今後、西東京市教育委員会が策定する「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」は、西東京市総合計画及び西東京市教育計画を踏まえるとともに、西東京市教育計画に基づく各個別計画や他部門の関連計画と適切な連携を図りながら推進するものと位置付ける必要がある。

その上で、基本方針は小・中学校の規模の適正化及び適正配置に向けて、学校・家庭・地域・行政の四者の連携・協働で取組を推進するために、今後、40年先を見据えた中長期的な対応について、適正規模・適正配置の基本的な考え方や基準、進め方を示すものとすべきである。

なお、今後の人口動態により児童・生徒数の推計値が変動する可能性があるため、10年を目途に時点修正を行うことも視野に入れる必要があると考える。



他計画との関連における「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」の位置付け

2 学校施設の適正規模・適正配置の検討と基本的な視点

西東京市では、児童・生徒数や学校規模が地域ごとに偏りがあり、今後の将来的な児童・生徒数の変動に伴い、学校運営や指導体制等への様々な影響が懸念されることから、子どもたちのより良い教育環境の整備と教育の質の充実を目的に、学校施設の適正規模・適正配置の検討を進めていく必要があると考える。

学校施設の適正規模・適正配置においては、西東京市の教育目標の実現と西東京市教育計画に掲げる施策の展開に寄与することを念頭に、文部科学省が平成 27 年 1 月に公表した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」、平成 31 年 3 月に公表した「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」を基に西東京市の実情を踏まえ、教育環境への影響や留意点を整理し、西東京市の小・中学校の適正規模・適正配置の基本的な考え方を検討すべきである。

第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点

1 教育環境への影響

1-1 学校規模による教育上のメリット・デメリット

学校規模が大規模又は小規模になることにより生じる教育上のメリット・デメリットについては、児童・生徒の学習面や生活面、学校運営面などの視点で国が資料を作成している。

各小・中学校において、メリット・デメリットを一概に当てはめることは難しいところもあるが、今後の検討のために以下のとおり一定の整理を行った。

規模	分類	視点	内容
大規模	メリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人ひとりの資質や能力を伸ばしやすい。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に活気が生じやすい。 ・様々な種類の部活動等の設置が可能となり、選択の幅が広がりやすい。 ・クラス替えがしやすいことなどから、多様な集団の形成が図られやすい。
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力・切磋琢磨等が行いやすい。 ・校務分掌を組織的に行いやすい。 ・出張、研修等に参加しやすい。
	デメリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員による各児童・生徒一人ひとりの把握が難しくなりやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活躍機会を設定しにくい。
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員相互の連絡調整が図りづらい。 ・特別教室や体育館等の施設・設備の利用の面から、学校活動に一定の制約が生じる場合がある。

規模	分類	視点	内容
小規模	メリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・児童・生徒の一人ひとりに目が届きやすく、きめ細かな指導が行いやすい。 ・学校行事や部活動等において、児童・生徒一人ひとりの個別の活躍機会を設定しやすい。 ・異学年間の縦の交流が生まれやすい。
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・全教職員間の意思疎通が図りやすく、相互の連携が密になりやすい。 ・学校が一体となって活動しやすい。 ・施設・設備の利用時間等の調整が行いやすい。
	デメリット	学習指導	<ul style="list-style-type: none"> ・集団の中で、多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなりやすい。 ・集団内の男女比に極端な偏りが生じやすくなる可能性がある。 ・運動会などの学校行事や音楽活動等の集団教育活動に制約が生じやすい。 ・部活動等の設置が限定され、選択の幅が狭まりやすい。 ・クラス替えでメンバーが変化しないことから、いじめが発生したときに当事者を離せないなど、人間関係が固定化しやすい。
		学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員が少ないため、経験、教科、特性などの面でバランスのとれた配置を行いにくい。 ・学年別や教科別の教職員同士で、学習指導や生徒指導等についての相談・研究・協力等が行いにくい。 ・一人に複数の校務分掌が集中しやすい。 ・教員の出張、研修等の調整が難しくなりやすい。

※中央教育審議会の初等中等教育分科会の小・中学校の設置・運営の在り方に関する作業部会資料を基に作成、公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年 1 月）では、現行の国における学校規模の標準は 12～18 学級、25 学級以上を大規模校としている。

1-2 教育的観点からの考察

平成 29 年 3 月に告示された学習指導要領では、新しい時代を生きていく子どもたちに必要な資質・能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、自己のキャリア形成等を踏まえ自分でテーマ設定を行う学習活動、子ども同士の協働、教職員や地域の人々との対話等から考えを広げ深められるような学習など、授業内容の改善を進めると示している。学校教育の現場では、教員の創意工夫による多様な指導を展開することが重要になると考える。

多様な指導の展開を可能にするには、少人数、多人数での指導を随時行えるよう、一定の規模の児童・生徒及び学級数や教員の配置を確保することが必要と考えられる。

1-3 施設面からの考察

西東京市の学校施設は、下表の通り半数以上が昭和 30～40 年代に建設され、老朽化が進んでいる中で、児童・生徒の安全を確保できるよう、修繕や更新を行う必要があると考える。

分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数 (年)
小学校	田無小学校 校舎	6,635.45	1978	41
	田無小学校 体育館	934.00	1970	49
	保谷小学校 校舎	5,861.00	1978	41
	保谷小学校 体育館	814.00	1972	47
	保谷第一小学校 校舎	6,075.96	1967	52
	保谷第一小学校 体育館	628.00	1966	53
	保谷第二小学校 校舎	5,276.00	1975	44
	保谷第二小学校 体育館	800.00	1976	43
	谷戸小学校 校舎	4,960.00	1970	49
	谷戸小学校 体育館	909.00	1973	46
	東伏見小学校 校舎	6,284.80	1981	38
	東伏見小学校 体育館	798.00	1970	49
	中原小学校 校舎・体育館	10,148.06	2018	1
	向台小学校 校舎	6,143.60	1980	39
	向台小学校 体育館	817.00	1973	46
	碧山小学校 校舎	6,745.00	1994	25
	碧山小学校 体育館	685.00	1967	52
	芝久保小学校 校舎	5,449.00	1969	50
	芝久保小学校 体育館	822.00	1972	47
	栄小学校 校舎	4,532.00	1970	49
	栄小学校 体育館	803.00	1974	45
	谷戸第二小学校 校舎	4,790.00	1975	44
	谷戸第二小学校 体育館	786.00	1975	44
	東小学校 校舎	4,210.00	1974	45
	東小学校 体育館	757.00	1975	44
	柳沢小学校 校舎	5,142.00	1975	44
	柳沢小学校 体育館	768.00	1976	43
	上向台小学校 校舎	7,517.81	1978	41
	上向台小学校 体育館	973.00	1979	40
	本町小学校 校舎	4,806.00	1979	40
	本町小学校 体育館	804.00	1979	40
	住吉小学校 校舎	5,753.00	1978	41
	住吉小学校 体育館	840.00	1979	40
けやき小学校 校舎	12,690.93	2003	16	
けやき小学校 体育館	1,112.00	2003	16	

分類	施設名称	延床面積 (㎡)	建築年	経過年数 (年)
中学校	田無第一中学校 校舎	7,372.00	1973	46
	田無第一中学校 体育館	1,170.00	1974	45
	保谷中学校 校舎	4,728.10	1968	51
	保谷中学校 体育館	2,679.04	2008	11
	田無第二中学校 校舎	5,932.00	1975	44
	田無第二中学校 体育館	905.00	1966	53
	ひばりが丘中学校 校舎	6,052.00	1960	59
	ひばりが丘中学校 体育館	1,181.00	1971	48
	田無第三中学校 校舎	4,846.00	1961	58
	田無第三中学校 体育館	912.00	1968	51
	青嵐中学校 校舎	10,424.19	2007	12
	青嵐中学校 体育館	2,866.61	2007	12
	柳沢中学校 校舎	5,214.00	1972	47
	柳沢中学校 体育館	1,189.00	1975	44
	田無第四中学校 校舎	5,614.00	1977	42
	田無第四中学校 体育館	1,363.00	1978	41
	明保中学校 校舎	7,816.00	1983	36
	明保中学校 体育館	1,842.00	1983	36

*本表は「施設カルテ 2019」(令和元年6月)を基に作成(中原小学校は仮移転先、ひばりが丘中学校は移転前の学校施設となっている。)

また、全国的に、今後の学校施設の在り方として、子どもへの教育を前提としながらも、生涯学習や地域コミュニティ等の拠点として、地域の実情や需要動向を勘案しながら、余裕教室の活用や周辺施設との積極的な複合化が求められている。

適正規模・適正配置の実施を通じて、効率的・効果的な学校施設の長寿命化、適切な諸室・教室の利用、学校施設が生涯学習や地域コミュニティ等の拠点施設となることが期待されている。

1-4 防災施設・地域コミュニティ面からの考察

共働き世帯の増加等により、児童・生徒が放課後に安全・安心に過ごせる場へのニーズが高まっており、学校施設もその役割を担うことが求められている。

学校や児童・生徒を支える存在として、民生委員・児童委員、育成会、施設開放運営協議会、自治会、PTAなどがおり、教育や学校の役割が多様化していく中で、今後より一層地域と学校が連携し、運営に取り組んでいく必要がある。

学校施設は災害時の避難所等、地域の防災拠点としての役割も有しており、災害時の市民の安全を確保できる施設である必要があると考える。

適正規模・適正配置の実施により、民生委員や児童委員、育成会、PTAなどの活動や連携への影響といった既存の地域コミュニティへの影響が生じることが予想され、一方、放課後の子どもの居場所や地域防災拠点としての機能拡張につながることを期待されている。

2 適正規模・適正配置の留意点

2-1 適正配置による通学区域の変更

適正配置によって現在の通学区域を変更する必要がある場合、検討に当たっては「防犯面や交通安全面で児童の安全を確保できる環境、距離」、「児童・生徒数の特定の学校への偏重の防止」、「可能な限りの校舎の増改築回避」、「児童・生徒及び保護者にとって分かりやすい区域割」、「学校周辺地域の状況やコミュニティへの配慮」の視点を考慮し、通学区域を変更した場合のシミュレーションや地域協議会での議論など、十分な調査・検討を行う必要がある。

2-2 小中一貫教育の視点

西東京市では、令和2年度から、小学校から中学校への進学時に生じやすい、生活面や学習面の段差を解消するため、独自の小中一貫教育の取組を実施する。市内一部地域や特定の学校のみでの取組ではなく、全市的な取組として実施するものであり、具体的には、中学校教員による出前講座や中学校一斉体験会の実施、算数・数学科及び英語科における小中一貫カリキュラムの導入、小・中学校間の垣根を越えた生活ルールの導入など、ソフト面で対応を図っていくものであるとしている。

また、西東京市独自の小中一貫教育とは、学校教育法等で規定する義務教育学校等の小中一貫校の特徴として、小・中学校における9年間の系統的な教育課程の編成であるが、西東京市では制度趣旨を踏まえた独自の取組が進められる。

そして、義務教育学校等の小中一貫校における9年間での系統的な教育課程の編成には、小・中学校間の連携体制等から考えて、小学校から進学する中学校が同一（1校）であることが望ましい。しかし、西東京市の学区域の実情は、一つの小学校から複数の中学校へ進学するケースが存在するため、西東京市で義務教育学校等の小中一貫校を導入する場合、学校施設の環境整備のほか、「2-1 適正配置による通学区域の変更」に示した通学区域の変更に関する条件整備等が必要となると考える。

第4章 学校施設適正規模・適正配置の考え方と今後の方向性

1 基本的な考え方

「第3章 適正規模・適正配置による教育環境への影響及び留意点」を踏まえ、西東京市の学校施設の適正規模・適正配置に関する基本的な考え方、基準について、以下の内容が適当であるとする。

1-1 教育環境の整備としての学校規模の確保

子どもたちが学校における集団生活を通して、社会性を身に付け、豊かな人間関係を築くためには、すべての学年でクラス替えが可能であり、多様な人間関係を育むことを可能とし、また、新学習指導要領の全面実施など今後多様化すると見込まれる教育内容・活動に応じて、多様な集団規模の確保、様々な指導方法や授業展開を可能とする学校規模を確保する必要がある。

(1) 一学年当たりの学級数

学校教育法施行規則第41条及び第79条では、学級数の標準について、小学校、中学校共に12～18学級（ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない）と示しており、一学年当たりに換算すると小学校は2～3学級、中学校は4～6学級が標準となる。これを踏まえ、西東京市における一学年当たりの学級数の基準は下記の内容が妥当であるとする。

小学校:各学年2学級以上

中学校:各学年3学級以上

(2) 一学級当たりの児童・生徒数

東京都教育委員会が定める東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準では、東京都の公立の小学校、中学校の一学級当たりの児童・生徒数の基準について、下表のとおり示されている。

学校の種類	学年	一学級当たりの児童・生徒数
小学校	1、2年生	35人
	3年生以上	40人
中学校	1年生	35人
	2年生以上	40人

原則として、西東京市においても、一学級当たりの児童・生徒数は上記基準と同様とすることが妥当であるとする。

1-2 効率的な学校運営の確保

「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」が策定した平成20年から、西東京市の財政は扶助費の増加などにより厳しさを増しており、今後も更に厳しくなると見込まれる。学校運営については、「西東京市学校施設適正規模・適正配置に関する基本方針」を引き継ぎ、今後多様化すると見込まれる教育内容・活動に対応するには、より効率的な学校運営を行うことができる児童・生徒数を維持していくことが必要であり、学校規模が小規模化するにつれて、財政面、人員配置面からも効率性に課題が生じることから、他校との統廃合や校地の売却処分等、新しい教育課題に対応する資源の効率的な配分方を検討する必要があると考える。

また、学習指導のみならず学校が抱える課題がより複雑化・困難化している中で、学校における働き方改革の視点も考慮し、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるような取組を検討する必要がある。

1-3 通学距離及び通学区域の設定

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令では、通学距離について、小学校は概ね4km以内、中学校は概ね6km以内を公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として示されている。

通学距離については上記基準を踏まえながらも、一律に当てはめるのではなく、現在の学校施設の配置状況を勘案し、通学時における児童・生徒の心身への負担を配慮し検討するとともに、通学路合同点検等を通じて通学路の安全確保に努めるべきものとする。

また、通学区域の設定に当たっては、全市的な通学距離等のバランスを考慮するとともに、「小学校と中学校の通学区域の整合性」、「地域コミュニティとの整合」、「幹線道路、河川、鉄道の線路等の通学環境の安全確保」等の観点に配慮する必要がある。

1-4 その他教育施策等への対応

学校施設の適正規模の検討に当たっては、通常の教科等の実施だけでなく、習熟度別指導、少人数指導、ティーム・ティーチング[※]など多様な学習環境の実現に資する教員の追加配置や児童・生徒及び保護者の多様なニーズへの対応、学校教育への関心や学校への協力意識の高揚、特別支援教育の推進など、西東京市が取り組む教育施策への対応に加え、公共施設等総合管理計画が方向性として示している生涯学習や地域コミュニティ等の拠点としての周辺施設との複合化も視野に進めることが必要である。

※ティーム・ティーチング…一つの学習集団に、複数の教員が指導にあたることにより、個に応じた指導の充実を図り、基礎的・基本的な内容の確実な定着を目指す指導方法のこと。

1-5 就学に関する諸制度の対応

西東京市では、学校選択制度を導入して15年以上経過している。最寄りの学校に通える、希望する部活動のある学校に通えるなどの意見がある。一方で、「①住宅開発に伴う児童・生徒数の増加による教室不足」、「②児童・生徒数の増加による学校運

営への影響」、「③生徒数の減少に伴う学校運営及び部活動への影響」、「④風評による児童・生徒数の増減」、「⑤児童・生徒数の見通しが立てにくくなる」など、学級編制や教員の体制面における課題が生じており、学校運営への影響を配慮していく必要があると考える。

1-6 学校施設の有効活用と複合化、跡地活用について

児童・生徒数の減少に伴う余裕教室等の有効活用や学童クラブ、社会教育施設、福祉施設など他の施設との複合化を検討する。検討に当たっては、各学校や地域の実情に応じて、個別に対応するとともに、施設管理の方法や児童・生徒の動線と利用者の動線を十分に検討し、必要な対策を講じるべきである。

併せて、老朽化した学校プールについては、民間や公共のプール施設を活用した水泳指導の在り方について検討することも視野に入れる必要があると考える。

ひばりが丘中学校の跡地活用については、令和3年度に新校舎に移転することから、学校施設の近接配置の課題解決を図る方策の一つとして、その跡地を活用した検討をする必要があると考える。

1-7 老朽化施設の計画的な更新

学校施設は、児童・生徒の学習及び生活の場であり、充実した学校教育及び社会教育活動を展開できる機能的な施設環境と安全性、防災性、防犯性、衛生的な環境を備えた整備水準を備えることが必要であり、今後策定する学校施設の個別施設計画の中で検討する必要があると考える。

施設の更新に当たっては、統廃合や複合化を検討するとともに、将来的に児童・生徒数が減少し、余裕教室が増加する場合も見据え、安全性も考慮しつつ容易に転用できる施設設計を検討するとともに、ライフサイクルコストの軽減に向けて、将来的な改修費用が抑制できる設計や仕様とすることを検討する必要がある。

2 学校の方向性の検討方法

これまでの検討や各委員の意見を踏まえ、今後の学校の方向性の検討方法について、以下のとおり整理した。

- ・児童・生徒数及び学級数の減少に伴い、余裕教室が生じた場合は、西東京市の公共施設を複合化するなど、幅広い活用方法を検討する必要がある。
- ・市内の他校と比べ、児童・生徒数が少ない、または、引き続き児童・生徒数の減少が見込まれる場合は、学校の配置バランスや通学距離等を勘案し、教育環境の向上や複合化の視点も踏まえながら統廃合も視野に入れて対応を検討する必要がある。
- ・学校施設に対して児童・生徒数が過大となった場合は、学校への人的支援を含め、実情に即した対応可能な方策について検討するとともに、周辺地域の状況や地域コミュニティへの影響を勘案し、児童・生徒数の将来動向を見据えながら、中長期的に学校が一定の適正規模となるよう、通学区域の変更も含め検討する必要がある。
- ・上記の内容を踏まえ、財政的に厳しい制約がある中で、今現在だけでなく、将来の子どもたちの教育環境を維持していくために、長期的に見て財政的にスケールメリットが得られる規模・配置を考えていくほか、ライフサイクルコスト（企画・設計段階から工事、運用（省資源、省エネルギー）、解体・撤去までコストの総計）の削減、施設の劣化状況に応じた計画的な保全も十分考慮していく必要がある。

【今後の取組の方法】

実際に適正規模・適正配置の取組を推進するに当たって留意すべき点について、文部科学省では、次のとおり示されている。

項目	概要
基本的な考え方 （保護者・地域住民との連携による検討）	<ul style="list-style-type: none">・学校は、地域住民からは教育に加えて防災、保育、地域の交流の場など様々な機能を有する施設と見られている。・子どもに求められる資質や能力の育成は、多様な人々と関わり、経験を重ねていく必要があり、また、多様化・複雑化するニーズに対して学校や行政のみで対応することは困難であることから、学校教育においては保護者・地域住民等の支えが必要である。・近年の教育改革により学校現場の裁量が拡大していく中で、保護者・地域住民等が学校運営に関わっていくことの重要性が増してきている。・こうした中で、学校統合や他の公共施設等との複合化の適否を検討する上では、保護者・地域住民等の声を重視しつつ、教育上の課題や将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら進めることが大切である。

項目	概要
学校施設の複合化の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 他の公共施設等を併設している特徴を生かし、他の公共施設等が所有する施設機能を共有し、学校教育への利活用が可能な施設計画とすることが重要である。 • 児童・生徒と幼児や高齢者など多様な世代との交流が可能な施設計画とすることが重要である。 • 多様な人々が集まるといふ複合施設としての特徴を生かし、学校の教育活動等を支える人材を活用することも併せて検討することが重要である。
課題の可視化と共有	<ul style="list-style-type: none"> • 一般に、地域住民は小規模校の教育上の課題や学校規模の適正化による教育条件の改善をイメージすることが困難である。 • 他の公共施設等との複合化においては、児童・生徒や地域住民が安心して利用できる安全性の確保、互いの施設の活動に支障をきたさない配置や動線、防音性、利用時間や方法のルールなどの対策検討、光熱水費等の会計区分の検討といった点を総合的に検討し、計画することが必要である。 • 各市町村においては、標準との比較や現状と統合後、複合化後を比べた場合の教育活動の可能性について具体的なデータや資料の十分な情報提供が必要である。
効果の見通しの共有等	<ul style="list-style-type: none"> • 課題の可視化と並行して、仮に学校を統合した場合の効果に関する見通しを先行事例等から研究し、関係者間で共有する必要がある。 • 統合や他の公共施設等との複合化を行うと判断した場合は、期待する効果を最大化するために必要な取組を十分検討し、保護者・地域住民等と共通理解を図りつつ、具体的な計画の立案を行うことが期待される。
統合や複合化を行う場合の検討体制の工夫	<ul style="list-style-type: none"> • 統合や他の公共施設等との複合化の適否の判断は行政が一方的に進めるのではなく、課題やビジョンの共有、十分な対話など、地域と学校が両輪となって学校づくりのプロセスに取り組む必要があり、適切な検討体制を整備することが極めて重要となる。

※参考：文部科学省「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成27年1月）、学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成27年11月）

これまでの検討を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の取組を推進するための懇談会としての基本的な考え方を次のとおりまとめた。

- 子どもの教育環境の改善を中心に据え、学校規模を検討するとともに、全市的なバランスや地域の実情を考慮した最適な学校の適正配置を目指すことが重要である。
- 丁寧な情報提供、説明、十分な対話を通して、保護者・地域住民と協働で、活力ある学校づくりに向けた合意形成を図る必要がある。
- 学校教育における義務教育期間の9年間の連続性、多様な指導、地域コミュニティとの関係性を考慮して検討する必要がある。
- 中長期的に地域の実情や児童・生徒数の実態を踏まえ、それぞれの規模に応じた教育の充実に向けた方策を検討する必要がある。
- 学校施設の老朽化と合併以降の課題となっている谷戸小学校と谷戸第二小学校、柳沢小学校と保谷第二小学校の近接については、将来的な児童数の動向や通学距離等を勘案し、教育環境の向上や複合化の視点も踏まえながら統廃合も視野に入れて対応を検討する必要がある。

むすびに

本懇談会は、大学教授、学校長、児童・生徒の保護者、地域住民等の各委員が、それぞれの立場での多様な視点から協議を重ねてきた。

そして、懇談会における協議の結果である本報告書は、西東京市における学校施設の適正規模・適正配置について、今後40年先を見据えた羅針盤として位置付けている。

社会状況の変化が激しく、未来予想が困難な状況下にあっても、西東京市における学校施設の将来像を主体的に考え、各委員とともに対話し、議論を深め、作成したものである。

学校施設の適正規模・適正配置の議論を通じて、西東京市の「まちづくり」に一役買うことができたなら幸いである。

今後、本報告書の内容を発展させ、基本方針の策定等の具体的な取組を進めることを期待する。

資料編

1 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会等開催経過

開催日	回数	検討内容等
令和元年7月17日(水)	第1回	<ul style="list-style-type: none">委員の任命及び依頼座長の指名(副座長の指名)会議の運営について現状説明及び今後の進め方について
8月28日(水)	第2回	<ul style="list-style-type: none">会議録の確認アンケート結果について児童生徒数推計等について課題の整理等について
(市民まつりでのパネル展示) 令和元年11月9日(土)		
12月23日(月)	第3回	<ul style="list-style-type: none">会議録の確認市民まつりパネル展示の報告児童生徒数推計等について課題の整理と今後の方向性について
令和2年1月20日(月)	第4回	<ul style="list-style-type: none">会議録の確認児童生徒数推計等について西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書(素案)について
6月22日(月)	第5回	<ul style="list-style-type: none">西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会報告書(案)について

2 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会委員名簿

任期：令和元年7月17日から所掌事項の協議が終了したときまで

選出区分	氏名	備考
学識経験者	田口 康之	座長
学校の保護者代表	齋藤 美智子	
学校の保護者代表	辻 未来子	
学校の保護者代表	萩原 美雪	
学校の保護者代表	友田 弓子	
地域住民の代表	住田 佳子	
地域住民の代表	岡田 勇	
市民公募委員	尾形 節子	
市民公募委員	土屋 孝子	
学校教育関係者	町田 元彦	令和元年7月17日から 令和2年3月31日まで
学校教育関係者	保谷 力	令和元年7月17日から 令和2年3月31日まで
学校教育関係者	神山 繁樹	令和2年4月1日から 令和2年6月22日まで
学校教育関係者	伊藤 正明	令和2年4月1日から 令和2年6月22日まで
学校教育関係者	井上 雅子	
学校教育関係者	勝見 俊也	副座長

順不同（敬称略）

3 西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会設置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市における人口動態の変化に伴う児童生徒数や学級数の推移をもとに地域の実情に応じた西東京市立小学校及び中学校（以下これらを「学校」という。）の適正規模・適正配置に関する方向性等を検討するため、西東京市学校施設適正規模・適正配置検討懇談会（以下「懇談会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 所掌事項

懇談会は、次に掲げる事項について協議し、検討結果を西東京市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に報告する。

- (1) 今後の児童生徒数及び学級数の推移や就学に関する制度面も含めた学校規模の分析及び研究に関すること。
- (2) 学校教育の充実や地域コミュニティの核としての学校の在り方を踏まえた学校施設適正規模・適正配置等の基本方針に関すること。
- (3) その他学校施設適正規模・適正配置等の検討において、教育長が必要と認めること。

第3 構成

懇談会の委員は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 学校の保護者代表
- (4) 地域住民の代表
- (5) 公募による市民
- (6) その他教育長が必要と認める者

第4 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事項の協議が終了したときまでとし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5 座長及び副座長

懇談会に座長を置き、委員の互選により定めるものとし、座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。

- 2 副座長は、座長が指名するものとし、副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第6 会議

懇談会の会議は、必要に応じて座長が招集する。

- 2 懇談会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 3 座長は、懇談会で必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求

め、説明又は意見を聴くことができる。

第7 会議の傍聴

懇談会の会議は、原則として傍聴することができる。

- 2 懇談会の会議の傍聴者は、10人以内とする。ただし、座長が認めるときは、これを変更することができる。
- 3 その他傍聴の手續等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

第8 部会

座長は、第2に規定する所掌事項について必要と認めるときは、個別の協議事項に係る部会を設置することができる。

- 2 部会の部会長は、各部会員の互選により定めるものとする。
- 3 その他部会の組織、運営等について必要な事項は、部会長が別に定める。

第9 報償

委員（第3第2号に掲げる委員を除く。）が会議に出席したときは、座長については日額5,000円、その他の委員については日額2,000円の謝金を支払う。

第10 庶務

懇談会の庶務は、教育部教育企画課において処理する。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、懇談会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。